様式１－１

産業人材育成支援事業（ものづくり人材育成事業）

研修申込書

アジア生産性機構　事務局長殿

以下の通りものづくり人材育成事業を申し込みます。

なお、当社は、専門家の安全を保証するとともに、研修実施、待遇及び諸経費の支払いについては貴機構の規程及び基準に従うことを誓約いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　西暦 　 　年 　月　 日

１．申請企業

企業名：

代表者役職・氏名：

所在地：

設立年：西暦　　　年 業種：

 従業員数：　　　　 人 資本金：

出資比率：日本：　　　　％ 支援対象国企業：　　　　％ （日本本社が申請する場合は記入不要）

事業内容：　　　　　　　　　　　　　　　 主要製品：

事業責任者：

 部署：　　　　　　　　　　　　　　　　　 役職・氏名：

事務担当者：

 部署：　　　　　　　　　　　　　　　　　 役職・氏名：

電話：　　　　　　　　　　　　　　　 FAX：

 Eメール：

２．指導内容

実施都市名：

実施学校名（JEC名）：

指導コース名：

指導技術：

実施の理由・目的及び指導内容：

・理由・目的　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

・指導内容　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

実施期間及び日数：

西暦　　　年　　月　　日　～　西暦　　　年　　月　　日（　　　　日間）※全体期間

注.　2025年12月末日までに完了する事業を原則対象とする。ただし、実施期間が2025年12月末日を越える事業であっても、対象期間内（～2025年12月末日）に発生する経費のみを助成対象として実施することも可能。

研修実施日数（休日を除く日数）：　（　　　　日間）

指導対象者数：　　　　名

３．専門家情報及び使用言語

専門家の人数：　　　　名　　　 指導言語：　　　　　　　語

専門家の氏名：　　　　　　　　　　　　　 国籍：

専門家の所属機関の名称及び役職：

注.　複数の専門家が指導する場合には、専門家ごとに氏名、国籍、所属機関等を記載してください。

通訳の有無：[ ] 有　[ ] 無　　通訳言語：　　　　　語　⇔　　　　 　　語

注.　日本から通訳者を派遣することはできません。

４．予算概要

合計：　　　　　　　　　（[ ] USD/[ ] JPY）

* 技術指導料：　　　　　／日　×　　 　日　=　計

注.

* 1万円／時間、4万円／日を上限とし実費を支払う（1日2時間以上の指導が必要）。
* 事業に対する証書の授与に必要な指導時間については、一事業につき最低2時間の実施とする。
* 日本から派遣する専門家については、原則として各専門家一回の来印につき指導を4時間以上行うこととする。
* オンラインによる技術指導も対象とする。
* 教材作成費（指導日数、専門家の人数に関係なく１事業につき8万円）：計
* 航空券代：　　　　　 ×　　　　人　=　計
* 国内交通費（日本からインドへ専門家を派遣する場合の日本国内における移動費）：

　　　　　 ×　　　　人　=　計

* 専門家の宿泊費・日当：　　　　　／泊　×　　　　泊　＝　計

注.　専門家の宿泊費・日当の上限は、APOが別途定める基準額を上限とする。

* 通訳者費用：　　　　　／日　× 　 　日　× 　 　人　＝　計
* 技術指導に使用する資料の翻訳費及び印刷費：　計
* 技術指導を行なう会場の借上費：　　　　　／日　× 日　＝　計
* 指導効果を高めるために必要とする資機材の輸送費（保険料を含む）：計
* オンラインツール利用に関する費用及びオンラインによる技術指導に要する教材費：

計

注.　APOが認める範囲で対象とするが、詳細については別途相談すること。

* 新型コロナウイルス感染症に関する専門家のPCR検査費用、陰性証明書費用等：

計

注.　APOが認める範囲で対象とするが、詳細については別途相談すること。